

## 【別表】

## 許可書に記載の法令等の内容とガイドライン

## 県港湾課所管分

許可書の法令等	許可内容	ガイドライン
港湾法第 37 条第 1 項	港湾区域内の水域占用許可	9 港湾法第 37 条第 1 項に基づく港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて (ガイドライン) ・作成省庁<国土交通省港湾局>
港湾法第 56 条第 1 項	港湾区域の定めのない港湾の水域占用許可	
長崎県港湾管理条例第 5 条	港湾施設の通常使用許可	5 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき条例により設置又は管理する公の施設の利用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて(ガイドライン) ・作成省庁<総務省自治行政局>
長崎県港湾管理条例第 8 条	港湾施設の目的外使用許可	
長崎県港湾管理条例第 3 4 条第 1 項	指定管理者の許可	
長崎県営ターミナルビル条例第 2 条	常盤・小ヶ倉柳ターミナルビルの使用許可	
福江港ターミナルビル条例第 6 条	福江港ターミナルビルの使用許可	
長崎県海域管理条例第 3 条	一般海域内の水域占用許可	10 海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可に係る家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて(ガイドライン) ・作成省庁<農林水産省農村振興局、農林水産省水産庁漁港漁場整備部、国土交通省水管理・国土保全局、国土交通省港湾局>
海岸法第 7 条第 1 項	海岸保全区域の占用許可	
海岸法第 37 条の 4	一般公共海岸区域の占用許可	

## 市町が所有する港湾ターミナルビル等の使用許可

施設管理の方法	ガイドライン
ターミナルビル条例等を設置している場合	5 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項に基づき条例により設置又は管理する公の施設の利用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて(ガイドライン) ・作成省庁<総務省自治行政局>
ターミナルビル条例等を設置していない(行政財産使用許可該当の場合)	4 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づき地方公共団体が所有し管理する行政財産の使用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて(ガイドライン) ・作成省庁<総務省自治行政局>

## 参考(ガイドラインに関する給付金事務局への提出資料)

使用(占用)許可書の写し・・・許可書を交付した管理者等の公印が押印されたもの。

領収書等の写し・・・許可書を交付した管理者等が発行した納入通知書等に基づく領収書。

宣誓書(ガイドライン)・・・「家賃支援給付金(経済産業省)のホームページ」から印刷し、書名・押印したもの。